



おおきくなったかな?

市内各保育所で身体計測が行われました。園児たちは自分の身長が伸びたかどうか興味津々。お友達も気になって仕方ない様子でした。

主な内容

- ◆茂原市まちづくり条例推進アクションプランを策定 (P2~3)
- ◆茂原市教育施策の大綱を策定 (P3)
- ◆高齢者の在宅生活を支援しています (P4)

今月の日曜開庁	5月22日⑥	8時30分~17時15分	市民課(2階) ☎(20)1502
			市民税課(2階) ☎(20)1577
			収税課(2階) ☎(20)1578
			本納支所 ☎(34)2111
証明書等交付時間を延長	毎週水曜日	19時まで	市民課(2階) ☎(20)1502

※一部取り扱えない業務もありますので、くわしくはお問い合わせください。

【人口と世帯数】平成28年4月1日現在
(うち外国人住民)

- 総人口 91,078人(1,051人)
- 男 44,907人(315人)
- 女 46,171人(736人)
- 世帯数 39,478世帯

※外国人住民の世帯を含む

【3月中の動き】※外国人住民を含む

- 転入 468人 ●転出 551人
- 出生 51人 ●死亡 111人

市民参加・市民協働のまちづくりを進めるために

茂原市まちづくり条例

推進アクションプランを策定

市では、「茂原市まちづくり条例」に基づく市民参加・市民協働のまちづくりを確実に推進していくため、条例に規定した各項目に基づいて取り組むべき内容とそのスケジュールをまとめた工程表である「茂原市まちづくり条例推進アクションプラン」（以下「アクションプラン」）を策定しました。今月号では、その主な内容についてお知らせします。

アクションプランの全文については、企画政策課ウェブページをご覧くださいだけです。<http://www.city.mobara.chiba.jp/>

◆条例の位置付け

（第2条）

ま ちづくり条例の「まちづくりの基本を定めるもの」という位置付けを担保するため、他の条例等の制定改廃にあたって、まちづくり条例との整合性を意識し、条例等の審査を行います。

に努めます。

また、公共データの利活用

の促進を図るため、いわゆる「オープンデータ」の公開に取り組みます。

◆情報公開

（第6条）

情 報公開条例に基づき、情報の適正な公開を図るとともに、審議会等の会議の公開や会議録等の公表に努めます。

また、議会においては、議会報告会の開催やインターネットによる本会議の映像配信などに取り組みます。

◆市政に関する情報の共有

（第5条）

市 政に関する情報を市民等と共有するため、広報やウェブサイトを通じて積極的な情報発信に努めるとともに、報道機関への情報提供

◆個人情報の保護

（第7条）

個 人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な取り扱いについて、職員研修の実施等により、認識の徹底を図ります。

◆説明責任・応答責任

（第8条）

市 政に対する意見・要望等に関する情報の共有を図るため、「市長への手紙」へ寄せられた意見等の積極的な公表に努めます。

◆市民等の権利

（第9条）

市 民参加の意義と重要性について、さまざまな機会を捉えて周知啓発を図ります。また、新たに策定した「市民活動支援指針」について、職員や市民に周知を図るとともに、市民活動支援のための窓口の充実に努めます。

◆地域まちづくり協議会

（第17条）

地 域における多様な主体による課題解決を図る場としての地域まちづくり協議会の設立に際し、必要となる支援を行います。

◆協働によるまちづくり

（第18条）

協 働によるまちづくりの推進を図るため、市民活動団体による協働事業の提案制度を創設します。

◆市長の役割と責務

（第22条）

多 くのの方に各種広聴事業へ参加していただけるよう、周知に努めます。

また、市民ニーズや社会経済状況の変化に対応するため、組織の改正や職員の資質向上に努めます。

◆職員の役割と責務

（第24条）

職 員の創意工夫を行政運営に反映することができるよう、職員提案制度の充実に



◆市政への参加の機会の保障

（第11条）

住 民説明会やアンケート、審議会などの多様な手法を用いて、市政に参加する機会を保障するとともに、パブリックコメント（意見公募）手続について、多くの意見提出を促進するため、積極的な情報提供等に努めます。また、提出された意見に対



※条文は簡略化して掲載しており、一部表現が異なります。

施設 設の統廃合、市有地の売却等により、歳出の削減

(第26条)

お問い合わせは、
企画政策課（4階）
☎(20)1516、FAX(20)1603へ。

◆**財政運営**

次 期総合計画の策定を視野に入れ、アンケート調査やワークショップなど、市民の意見を聴く多様な手法を検討します。

◆**総合計画等**

(第25条)

努めます。
また、職員の自発的なまちづくりへの参加や自己研さんを促します。

◆**条例の見直し**

(第33条)

と歳入の確保を図ります。
また、分かりやすい財政状況の公表に努めます。

ア クシヨンプランの進行管理を行い、条例の趣旨に照らして解釈運用されているかを確認します。

また、必要に応じて、逐条解説の見直しを行います。

茂原市教育施策の大綱を策定

市では、教育施策の基本的な方針となる「茂原市教育施策の大綱」を策定しました。大綱は、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とし、茂原市基本構想および基本計画に基づき、今後5年間の重点施策の基本方針を定めたものです。

下表4つの基本方針と18の施策の柱を定め、各種事業を展開していきます。詳しくは、市ウェブサイトをご覧ください。

基本方針1 社会を生き抜く力の育成

- (1) 学力の向上
- (2) 幼児教育・保育の充実
- (3) 読書活動の推進
- (4) 国際理解教育の推進

基本方針2 心を育む人間教育の推進

- (1) いじめ・暴力行為等の問題への取り組みの徹底
- (2) 道徳教育の推進
- (3) 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進
- (4) 青少年の健全育成と家庭教育の充実
- (5) セーフティネットの構築

基本方針3 芸術・文化・スポーツの振興

- (1) 芸術文化の創造と個性の伸長
- (2) いつでも・どこでも・だれでも学べる場の提供
- (3) 変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学習支援
- (4) スポーツ環境の充実
- (5) スポーツ・レクリエーションの普及

基本方針4 茂原を愛する心の育成

- (1) 地域を担う人材の育成
- (2) 安全・安心な教育環境の確保
- (3) 文化財・伝統文化の維持、保存、活用の推進
- (4) 学校・家庭・地域連携によるコミュニティーの形成



お問い合わせは、教育総務課（9階）
☎(20)1557、FAX(20)1607へ。

高齢者の在宅生活を 支援しています

市では、高齢者の皆さんの在宅生活を支援するため、次のサービスを行っています。

1. あんしん電話事業

市内在住でひとり暮らしの高齢者などに、緊急時に外部と連絡を取るための緊急通報装置とペンダントを貸し出します（要電話回線）。

ボタンを押すとコールセンターにつながり、緊急時には救急車の要請や、事前登録した協力員へ連絡します。

※所得に応じて自己負担があります。

2. 家族介護慰労金

要介護4または5と認定された方が、在宅でかつ過去1年間介護保険サービスを利用していない場合、その方を同居で介護する家族に慰労金を支給します。市民税非課税世帯が対象です。

3. 家族介護用品支給事業

要介護4または5と認定された方を同居で介護する家族が、紙おむつ等を1割の負担で購入できます（要事前申請）。市民税非課税世帯が対象です。

なお、同居の介護者がいない場合や、本人が入院中・施設入所中の場合は対象になりません。また、社会福祉協議会で行っている紙おむつの支給と本事業の併用は出来ません。

4. 高齢者在宅生活支援事業

①緊急時の短期宿泊（ショートステイ）

在宅で生活している高齢者で、要介護認定を受けておらず、基本的な生活習慣の欠如や虐待・災害などで緊急的に支援を必要とする方に対し、短期宿泊（ショートステイ）を実施します。

利用料は1日あたり160

0円で、利用期間は原則として1カ月に7日間以内です。

②緊急時の生活援助（ホームヘルプサービス）

対象者は①と同じで、緊急的に支援を必要とする方に対し、生活援助（ホームヘルプサービス）を実施します。利用料は1時間あたり300円です。

5. 徘徊感知システム事業

徘徊する高齢者に徘徊感知器を所持させ、行方不明になった時、GPSシステムを利用して位置を特定します。※毎月の利用料など自己負担があります。

6. 福祉電話の貸与

市内在住でひとり暮らしの高齢者で、固定電話・携帯電話を有してお



らず、近隣に扶養者がいない方に対し、固定電話を貸与します。

お問い合わせは、高齢者支援課（2階）

☎(20)1572、FAX(20)1610へ。

あなたも「ほっとみまもり隊」になりませんか？



を目指した運動です。この運動は「茂原市ほっとみまもり隊」が行います。

また、フォローアップ研修会を開いており、今後も継続して開催していく予定です。

◆ほっとみまもり隊になるには？

まず、認知症サポーター養成講座を受講し、認知症サポーターになってください。

認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を温かい目で見守る地域の応援者です。

認知症サポーター養成講座については、地域包括支援センター（2階）へご連絡ください。

◆登録方法は？

登録申請書に必要な事項を記入し、地域包括支援センター（2階）まで持参・郵送のいずれかの方法で提出してください。登録申請書は、高齢者支援課ウェブページまたは窓口で入手できます。

以前に認知症サポーター養成講座を受講され、まだ登録されていない方も、ぜひ「ほ

◆茂原市ほっとみまもり運動とは？
日頃の生活の中で、手助けが必要な高齢者を見かけた時、「どうしましたか？」「お手伝いしましょうか？」と声をかけ、認知症の方とその家族を地域全体で見守っていくこと

とみまもり隊」への申請登録をお願いいたします。

市役所市民室／対象はほっとみまもり隊に登録している方
／※要事前申込

◆認知症サポーター養成講座

6月8日(水)13時30分～15時
(受付13時)／会場は市役所102会議室／対象は市内在住・在勤で認知症に関心のある方／※要事前申込

②本納地区・豊田・二宮・東郷地区の方

6月15日(水)13時30分～15時
30分(受付13時)／会場は豊田福祉センター／対象はほっとみまもり隊に登録している方／※要事前申込

◆第1回ほっとみまもり隊

①茂原地区・鶴枝・五郷地区の方

6月13日(月)13時30分～15時
30分(受付13時)／会場は

お申し込み・お問い合わせは、
〒297-8511
茂原市道表1番地
地域包括支援センター(2階)
☎(20)1583、FAX(26)6788へ。

平成28年熊本地震災害救援募金を受付中

平成28年4月14日以降、熊本県熊本地方周辺で発生している地震により被災された方々を支援するため、下記のとおり救援募金を受け付けています。

皆さんの温かいご支援をよろしくお願ひします。

◆募金受付日時

～6月27日(土) (土日・祝日を除く)
8時30分～17時15分

◆募金箱設置場所

生活課(2階)、総務課(4階)
本納支所

お問い合わせは、総務課(4階)
☎(20)1519、FAX(20)1602へ。

「もばらで子育てガイドブック」が完成!



市の子育てに関する情報やサービスなどを分かりやすくまとめた「もばらで子育てガイドブック」2016年版が完成しました。

今後、こんにちは赤ちゃん訪問時にお渡しするほか、子育て支援課・保健センター・本納支所など公共施設の窓口にも設置し、無料で配布します。
お問い合わせは、
子育て支援課(2階)
☎(20)1573、FAX(20)1610へ。

(敬称略)

・社会福祉協議会へ

▽茂原市グラウンド・ゴルフ協会 (1万5100円)

▽山武合同音楽祭ココカラ実行委員会 (1万円)

第1回茂原市議会報告会を開催します

茂原市議会では、市民に開かれた議会、市民に信頼される議会を目指し、「茂原市議会基本条例」を制定しました。

この条例に基づく議会活性化の一環として、議会報告会を開催します。

議会報告会は、議会が直接報告・説明することで、市民の皆さんに議会の活動について知っていただき、同時に市民の皆さんのご意見を伺うための情報および意見交換の場です。

多くの市民の皆さんの参加をお待ちしています。

◆日時 5月22日(土)13時30分～(受付13時～)

◆会場 市役所市民室

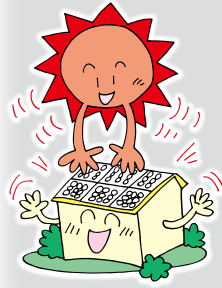
◆定員 100人(先着順) ※事前申込不要

◆内容 ・議員による3月定例会(第1回定例会)の報告等
①予算審査特別委員会の審議について(平成28年度一般会計予算)
②常任委員会の審議について
③議員定数検討部会の検討について
・参加者との意見交換

お問い合わせは、議会事務局(3階)
☎(20)1585、FAX(20)1611へ。

- ▽緑町ふれあいの会(5千円)
- ▽双葉電子工業(株) (缶詰パン144缶)
- ▽中澤英夫 (米600kg)
- ▽ASA茂原 (使用済切手4千枚)
- ▽(有)小路印刷所 (使用済切手100枚)
- ▽(株)HIプロモーション (タオル27枚、使用済切手400枚、毛糸30玉)
- ▽浅野千枝子(82円切手37枚)

茂原市住宅用省 エネルギー設備等 設置費補助金の ご案内



市では、エネルギー利用の効率化・最適化を図るため、住宅用省エネルギー設備等を設置する方に設置費用の一部を補助します。

◆補助対象設備・金額

- ・太陽光発電設備：1キロワットあたり2万円（上限7万円。千円未満切捨て）
- ・家庭用燃料電池（エネファーム）：10万円
- ・定置用リチウムイオン蓄電システム：10万円
- ・エネルギー管理システム（HEMS）：1万円
- ・電気自動車充給電設備：5万円

※金額は上限。設置費用が下回った場合は、設置金額まで。

◆対象となる方

次の①～④のすべての条件を満たす方

- ①自ら居住しているか、新たに居住しようとする市内の住宅に対象設備を設置しようとする方、または対象設備が設置されている新築住宅を購入し、自ら居住しようとする方
- ②市税の滞納がない方
- ③平成29年3月10日までに対象設備の設置工事または建築報告書の引渡しを完了し、実績報告書を提出できる方
- ④実績報告書提出日までに該当する住宅に居住し、本市に住民登録を完了している方

※すでに対象設備を設置した方、工事中の方は、補助の対象になりません。

◆申請受付期間

5月13日（金）～予算額に達するまで（先着順）

- ・太陽光発電設備：50件程度
- ・家庭用燃料電池（エネファーム）：10件程度
- ・定置用リチウムイオン蓄電システム：10件程度
- ・エネルギー管理システム

・電気自動車充給電設備：5件程度

（HEMS）：5件程度

・電気自動車充給電設備：5件程度

- ※1人1回につき1申請のみ。
- ※1人で複数申請を行う場合、後ろに次の人が並んだ時は、受付ごとに最後尾に並び直し。

◆申請方法

環境保全課（6階）まで書類を持参。

※5月13日（金）のみ市役所6階601会議室にて受付。

※申請書類等は、環境保全課ウェブページからダウンロードできるほか、本納支所、環境保全課窓口で配布。

お問い合わせは、

環境保全課（6階）
☎(20)1504、FAX(20)1604へ。

経営所得安定対策の 申請を受付中です

販売目的で米などを生産（耕作）する販売農家・集落営農を対象に、国による交付

金制度を実施しています。

【支援内容】

◆米の直接支払交付金
（※平成29年産まで）

- ・対象者
米の生産数量目標に従って販売目的で生産する販売農家・集落営農
- ・単価
10アール当たり7500円
- ・対象面積
主食用米の作付面積から自家消費米相当分として10アール差し引いた面積

◆水田活用の直接支払交付金

- ・対象者
水田で飼料用米などの戦略作物を、販売目的で生産する販売農家・集落営農
- ・単価
対象作物により異なります。

（例）加工用米 2万円、WCS用稲 8万円、飼料用米：米粉用米 収量に同じ5万5千円～10万5千円

◆ゲタ対策
（畑作物の直接支払交付金）

- ・対象者
麦、大豆などを販売目的で生産する認定農業者・集落営農・認定新規就農者

・単価

支払方法・対象作物・品質区分により異なります。

◆ナラシ対策（米・畑作物の収入減少影響緩和対策）

- ・対象者
認定農業者・集落営農・認定新規就農者
- ・対象品目
米・麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいしよ
- ・補てん額
当年産の販売収入の合計が標準的収入を下回った場合に、差額の9割を、農業者の積立金と国の交付金で補てんします。

【申請方法】

交付申請書を6月末までに提出してください。

※昨年度申請した人も、今年度分の申請が必要です。

※内容により、別途、販売契約等の手続きが必要です。



お申し込み・お問い合わせは、
農政課（6階）
☎(20)1526、FAX(20)1604へ。

木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助

市では、木造住宅の耐震化を促進するために、木造住宅の耐震診断並びに耐震改修にかかる費用の一部を補助します。

耐震診断費補助制度

◆補助金の額 限度額12万円

◆補助対象件数 10件

◆補助対象住宅

市内にある木造2階以下の一戸建ての住宅（店舗等の用途として使用する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものを含む）で、昭和56年5月31日以前に在来軸組構法により建築されたもの。

◆補助対象者

補助対象住宅を所有し、かつ、その住宅に居住している方。
※契約の前にお申し込みください。

◆受付期間

受付中～12月28日④まで

耐震改修費補助制度

◆補助金の額 限度額60万円

耐震設計に要する費用の2

／3（4万円を限度）、耐震

改修工事に要する費用の23／

100（30万円を限度）、そ

の工事の監理に要する費用の

2／3（6万円を限度）、耐

震改修工事に伴うリフォーム

工事に要する費用の1／10

（20万円を限度）の合計額を

補助。

◆補助対象件数 5件

◆補助対象住宅

市内にある木造2階以下の一戸建ての住宅（店舗等の用途として使用する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものを含む）で、昭和56年5月31日以前に在来軸組構法により建築されたもののうち、耐震診断の結果、危険性があると判定されたものであること。

◆補助対象者

補助対象住宅を所有し、かつ、その住宅に居住している方。
※契約の前にお申し込みください。

◆受付期間

受付中～12月28日④まで

平成28年度

第1回

木造住宅耐震相談会を開催します

市では、新耐震基準（昭和56年）以前に建築された木造住宅の耐震化を推進するため、木造2階以下の一戸建ての住宅の所有者・居住者を対象に、耐震相談会を開催します。

◆日時

5月27日④13時～17時（個別簡易耐震相談時間は1組50分程度）

◆場所

市役所8階801会議室

◆申込方法

電話にて事前予約制（先着

4組）

◆費用 無料

◆申込期間

5月2日①～20日④

（土日を除く9時～17時）

お申し込み・お問い合わせは、

建築課（8階）

☎(20)1588、FAX(20)1600へ。

第2回千葉県タッチバレーボール大会参加者募集

茂原市発祥の新しいスポーツ「タッチバレーボール」の第2回大会参加チームを募集します。バドミントンのコートを使用し、1チーム4人でバレーボールの要領によりゲームを行います。ビニールボールを使用し、安全でルールも簡単なため、誰でも楽しめますのでぜひご参加ください！

日時：7月3日③受付8時30分～（開会式9時～）、16時30分終了予定

場所：市民体育館 / チーム編成：各種別1チーム4人～6人

募集種別：①ファミリーの部 ②一般男子の部 ③一般女子の部 ④男女混合の部

⑤シニアの部 ※各種別定数あり

参加費：1人200円（当日徴収）

申込期限：5月16日③～6月10日④※定数を超えた場合は抽選

申込方法：体育課または市民体育館窓口、FAX、メール

※FAXの方は、送信後必ず電話で受信確認をしてください。

（申込書は体育課ウェブページおよび市内公共施設にあります。）

お申し込み・お問い合わせは、体育課（9階）

☎(20)1575、FAX(20)1607へ。

✉taiiku@city.mobara.chiba.jp



監査結果の公表

(その4)

平成27年度の定期監査結果の概要を次のとおり公表します。

茂原市監査委員 元吉敬宇
茂原市監査委員 鈴木敏文

◆監査の対象

都市建設部 土木建設課・土木管理課・都市計画課・建築課・都市整備課・下水道課

◆監査の期間

平成28年1月21日から2月23日まで

◆監査の場所

茂原市役所・茂原市長谷地先交通安全施設等整備工事事業他1箇所

◆監査の方法

監査の実施にあたっては、各所管の財務に関する事務事業が効果的、経済的に執行されているか。住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げ、組織及び運営の合理化に努めているか。

また、前回の指摘事項の改善はなされているかに主眼を置き、提出された資料・関係諸帳簿を調査するとともに説明を聴取することにより、適正な監査の執行に努めた。

◆監査の結果

計画された事務事業はほぼ順調に進行しており、関係諸帳簿もおおむね適切に処理されていると認められた。

◆所見

事務事業の執行状況に関する所見は次のとおりであるので、検討のうえ一層適切に事務事業が執行されるよう要望する。

○首都圏中央連絡自動車道関連道路については、国や県などと連携してさらに整備を進めるとともに、地域経済や観光に寄与すると考えられる周辺道路については、市単独の施工も視野に入れた整備を検討されたい。

○交通安全施設については、歩行者及び自転車の安全な通行を最優先とし、特に学校周辺や通学路については、歩道

や危険箇所の改修等を計画的に進めながら、児童生徒が安心して通学できる交通環境の整備に努められたい。

○市道2級18号線及び県道茂原環状線長谷地先については、道路改良の進展に伴う交通量の増加により事故の危険性が高まっているため、千葉県と連携しながら社会資本整備総合交付金等を有効に活用し、未整備箇所の早期着手、改良に取組まれたい。

○道路・橋梁などについては、長期間に渡る使用が前提となる生活基盤であることから、巡回・点検等による定期的な確認はもとより、橋梁長寿命化修繕計画などに基づいた計画的・効率的な維持管理に取組まれたい。

○道路・歩道などの危険箇所については、職員に一層の注意を呼びかけて把握に努めるとともに、市民や自治会などからの通報により早期発見が可能となる仕組みづくりを検討されたい。また、民有地の樹木が通行の妨げになっている例があるが、交通事故を未然に防ぐ意味からも、所有者に対して積極的に働きかけな

がら、特に通学路などでは児童生徒の安全確保に努められたい。

○景観施策については、公共施設の老朽化が顕在化しているが、景観形成上の調和を保てるよう、老朽化した公共施設の今後について十分検証されたい。また、景観資源については、景観形成上の利用にとどめることなく、名所旧跡などを広く発信することで、茂原市の再発見を促すと同時に、観光や商業の発展につながる活用方法を検討されたい。

○茂原駅南口公共駐車場については、利用料の引き下げや屋根のある利便性について広く周知し、年度切り替えや近隣自治体からの需要を多く取り込めるよう、宣伝の強化に取組まれたい。

○適切に管理されていない空き家については、防災、衛生、景観などの面で生活環境に及ぼす影響は小さくないことから、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、体制整備や対策計画を策定して対応するなど、空き家の実態把握に努めながら健全な生活環境の保全に取組まれたい。

○公園施設については、引き続き適切な維持管理を行い、市民がいつでも安心安全に利用できる憩いの場の提供に努められたい。

○茂原駅前通り地区土地区画整理事業については、完了目標の平成28年度が迫っている中、進捗率は未だ約32%であるが、事業が長期化すれば相続問題や商店の担い手問題などへの影響が考えられるため、一日でも早い完了が見られるよう事業の推進に取組まれたい。

○公共下水道施設については、機能を十分維持しつつ経費の抑制が図れる改修方法を研究するとともに、長寿命化計画に基づいた計画的な老朽化対策に努められたい。また、運転に支障が出た場合は市民生活に多大な影響を及ぼす施設であることから、日頃より設備の不具合や災害を想定しながら、非常時においても運転停止に陥ることのないよう、十分な対策に取組まれたい。

お問い合わせは、
監査委員事務局（9階）
TEL 1560、FAX 1607へ。

ご存知ですか？ 茂原市消費生活センター



消費生活センターとは、行政による消費者のための相談窓口です。商品・サービスや契約など、消費生活全般に関する苦情や問い合わせに専門の相談員がお答えします（相談は無料で秘密は厳守）。

また、消費者啓発や出前講座など、消費生活の安定と向上を図るための各種業務を行っています。

◆相談日時

平日9時30分～16時

※祝日・年末年始を除く

※12時～13時を除く

◆相談できる主な内容

①契約に関するトラブル

「悪質商法の被害に遭った」、「契約や取引内容に不審な点がある」などの相談に応じます。

②商品の使用による事故

商品を使用して事故が起きたり、危ないと感じた時は、ご連絡ください。

③多重債務（借金）の相談

④商品やサービスに疑問を感じた時

◆相談への対応

相談内容に応じて、助言やあっせんなどをして、問題解決のための手助けをします。



▲消費生活講座

◆ご相談は、

消費生活センター（2階）

☎(20)1101（相談専用）、

FAX(20)1600へ。

茂原市

消費生活推進員を

募集します！

消費生活に関する情報を身近な人々に伝えるなど、消費生活センターの活動を応援し

ていただく「消費生活推進員」を募集します。

ご自分のできる範囲で活動していただくボランティアです。※登録制で、登録いただいた方には、消費生活センターから消費生活に関する情報等をお送りします。

◆活動内容

研修会等への参加、周りの方への周知啓発、市への情報提供など

◆登録資格

・市内に住所を有する満20歳以上の方

・市内に事業所を有する事業者
・市内に住所を有する者により組織する団体

◆登録期間

平成30年4月30日まで

◆登録方法

所定の申込書に必要事項を記入の上、消費生活センターにお申し込みください。

※随時受付。申込書は消費生活センター窓口または生活課ウェブページからダウンロードできます。

お問い合わせは、

消費生活センター（生活課内）

☎(20)1505、FAX(20)1600へ。

平成28年度 県民の日 長生地域行事

おいしさ一番『白子たまねぎ』祭り

県民が千葉の魅力を再発見し、郷土千葉を愛する心を育むため、長生地域における県民の日地域行事として、白子町特産のたまねぎを満喫できるイベントを開催します。ぜひお越しください。

◆日時 5月15日⑨9時～15時
※荒天時は翌週5月22日⑨に延期

◆場所 白子町古所海岸広場

◆内容 オニオンフライなどの試食のほか、「白子たまねぎ」や「たまねぎワイン」、「たまねぎドレッシング」などの直売。無料送迎バスに乗って「たまねぎの掘り取り体験」（参加費500円、受付9時～13時、なくなり次第終了）も楽しめます。

お問い合わせは、「白子たまねぎ」祭り実行委員会（白子町商工観光課） ☎(33)2117へ。

第12回ふぁみりーグラウンドゴルフ大会

茂原市青少年相談員連絡協議会では、色々な年代の人々と楽しくふれあうことを目的に、ふぁみりーグラウンドゴルフ大会を開催します。

◆日時 7月2日⑨9時～12時30分（予定）
※グラウンドの状態が悪い場合は中止

◆場所 茂原公園（美術館側広場）

◆対象 市内の小学生および小学生と参加できる家族

◆定員 100人※申込多数の場合は抽選

◆参加費 200円（当日受付にて）

◆申込方法 申込書に記入し、5月13日⑨までに小学校にある申込用ポストへ

◆主催 茂原市青少年相談員連絡協議会

◆後援 茂原市教育委員会

お申し込み・お問い合わせは、生涯学習課（9階）
☎(20)1559、FAX(20)1607へ。



3/16

見て、知って、体験して!

もばらふるさと塾「農業・観光交流体験ツアー」

茂原市園芸協会・茂原市観光協会主催による第26回もばらふるさと塾「農業・観光交流体験ツアー」が開催され、市民30人が参加しました。これは、農家の現場や茂原の伝統工芸を通じて、改めてふるさと茂原の魅力を感じていただくために実施されています。

今回は、いちご狩りや旬の里「ねぎぼうず」での買い物を楽しみ、鯛ちょうちん製作では、「貴重な体験ができた」と、参加者は大満足の様子でした。



▲鯛ちょうちん製作に挑戦する参加者のみなさん



▲新車両の内装を確認するため乗車する田中市長

誰もが利用しやすく

市民バス「モバス」に新車両登場

3/24

市民バス「モバス」2台のうち、1台をバリアフリー対応のノンステップバスへ更新することを記念し、市役所市民室で新車両出発式が行われました。

更新車両は、「モバリん」をイメージした黄色と緑色の配色で、車内の床はフルフラットで誰もが乗り降りしやすくなっています。

出発式では、田中市長も新車両の乗り心地を確認し、「地域の皆さんに喜ばれると思います」と話しました。

3/25

安全な登下校を願って

新1年生に交通安全用品を贈呈!

茂原交通安全協会は、長生地域4市町（茂原市、白子町、長柄町、長南町）の計23校に入学する新1年生に、ランドセルカバー、交通安全下敷きおよび反射材を贈呈しました。

これは、長生地域4市町の教育委員会を通じて児童に配布されるもので、今年で26回目。茂原警察署や教育委員会の関係者らも参加し、交通事故防止に向けた取り組みについても話し合われました。



▲各市町の教育委員会を通じて児童に配布されます



▲菅野村長によるユーモア溢れる講演

女と男の厳しくともやさしい関係

第7回茂原市ハートフルフェスタ

3/26

第7回ハートフルフェスタ（茂原市男女共同参画大会）が市役所市民室で開催され、福島県飯館村村長菅野典雄氏による講演が行われました。

菅野村長は、「パートナー文化を！」と題し、活かし合い、高め合う男女関係の大切さを飯館村の政策や自身の経験を交えて講演。130人の参加者は、皆納得した様子でユーモア溢れる話に聞き入っていました。



3/26

一足先に春を感じる

五郷桜まつり

桜の蕾が膨らみ始めた中、五郷地区まちづくり協議会主催による「五郷桜まつり」が五郷福祉センターで開催されました。

このまつりは、子どもからお年寄りまでの地域交流を深めることを目的として開催されているもので、今年で10回目。当日は、舞踊やマジックショー、早野中学校音楽部による演奏などが披露され、会場は大いに盛り上がりました。



▲銭太鼓を披露する「五郷鼓蝶会」のみなさん



▲幅広い年齢層で構成されています

歌声で震災の復興を祈る

ロビーコンサート「歌声の広場」

3/28

音楽文化塾「赤い鳥」主催によるロビーコンサート「歌声の広場 3.11あの日から五年」が、市役所1階ロビーで開催されました。

今年も被災地から避難している方々を招待し、東北にちなんだ曲「雨ニモマケズ」、「鉄道唱歌（奥州 磐城編）」などを披露。美しい歌声を会場いっぱいに響かせ、訪れた観客を魅了しました。

4/8

モバリんライス、いただきます!

公立保育所で「市民の日」給食

4月1日の茂原市市民の日を記念し、市内公立保育所(10カ所)で、市マスコットキャラクターをかたどった「モバリんライス」などの特別メニューが配食されました。

このイベントは、平成26年に始まり、今年で3回目。園児たちは、星型にかたどったご飯と、豆腐ハンバーグを楽しく美味しく食べていました。



▲モバリんライス

▲特別メニューを嬉しそうに食べる園児たち



▲力作ばかりで審査にも力が入ります

想いの詰まった広報紙がずらり!

長生郡茂原市PTA連合会広報審査会

4/11

長生郡茂原市PTA連合会主催による広報審査会が長生教育会館で行われました。

今年の広報審査会では、小中学校で発行されている39校の広報を審査。会場には、給食についての特集や、子どもたちが未来の自分へのメッセージを掲載したアイデア満載の広報が並びました。

最優秀賞には「こすもす」(八積小)、茂原市からは「おおとり」(南中)と「あゆみ」(五郷小)が優秀賞に選ばれました。

お知らせ



シニア従業員の

お仕事説明会 in 茂原

「株式会社セブニーイレブン・ジャパン」と茂原市・一宮町・睦沢町・長生村・白子町・長柄町・長南町との共催により、シニア向けの仕事説明会を開催します。

5月23日(月)13時30分～15時30分(受付13時10分)／場所：市役所1階102会議室／対象：おおむね60歳以上のシニアの方(年齢制限なし)／定員：40人程度(要予約)／費用：無料

固商工観光課(6階)

☎(20)1528、FAX(20)1604

国民年金保険料の免除申請が2年1カ月さかのぼって申請可能に

国民年金保険料の免除申請は、平成26年4月に法律が改正され、申請時点から過去2年1カ月前までの期間について、さかのぼって申請ができるようになりました(学生納付特例も同様です)。手続き先は、国保年金課(2階)または年金事務所です。

◎免除申請に必要なもの

- ・年金手帳など基礎年金番号のわかるもの
- ・印かん(朱肉を使うもの)
- ・その他(離職票、転入者は所得証明書など)

※申請が遅れると、万一の際に障害年金などを受け取れない場合があります。

※学生であった期間は、学生納付特例に限られます。

※前年所得や失業などの状況に基づき日本年金機構が審査を行いますので、承認されない場合があります。

国保年金課(2階)

☎(20)1503、FAX(20)1600

自動車税は納期限までに納めましょう

自動車税の納期限は、5月31日(火)です。5月上旬に自動車税事務所から納税通知書が送付されますので、最寄りの金融機関やコンビニエンスストアなどで納期限までに納めましょう。

なお、納期限まではインターネットを利用したクレジットカードでの納付が可能です。詳しくは、納税通知書に同封のしおりをご覧ください。

国自動車税事務所

☎043(243)2721、

茂原県税事務所

☎(22)1721、

茂原県税事務所大多喜支所

☎0470(82)2214

契約内容を公表します

平成27年度第4四半期に契約を締結した1千万円以上の建設工事は、次のとおりです。工事名：豊岡小学校屋上防水改修工事／請負業者：(株)緑川組／契約額：1944万円／工期：平成28年1月19日～3月18日

固管財課(4階)

☎(20)1520、FAX(20)1602

千葉県介護支援専門員実務研修受講試験を実施

千葉県社会福祉協議会では、介護支援専門員を養成するために、介護支援専門員実務研修受講試験を実施します。

10月2日(日)10時～12時／受験資格：医療・保健・福祉分野の有資格者などで一定期間以上の実務経験のある方／申込書配付期間：5月25日(水)～6月30日(木)／申込書配付場所

こども急病電話相談

～受付時間が「朝6時まで」に延長～

夜間、お子さんが急病になって、受診が必要かどうか迷われたとき、看護師・小児科医が電話でアドバイスします。救急車を呼ぶ前にお気軽にご相談ください。

●プッシュ回線の固定電話・携帯電話からは、局番なしの

#8000

●ダイヤル回線の固定電話、光電話、IP電話からは、043(242)9939

●相談日時は、毎日 19時から翌6時まで

お問い合わせは、健康管理課(2階)
☎(20)1574、FAX(20)1600へ。



市高齢者支援課、茂原市社会福祉協議会、県高齢者福祉課、県健康福祉センター、県社会福祉協議会、県福祉人材センター(JR千葉駅前)／申込受付期間：5月25日(水)～6月30日(木)最終日消印有効(簡易書留による郵送受付のみ)

国千葉県社会福祉協議会

〒260-8508

千葉市中央区千葉港4-3

☎043(204)1610

FAX043(241)5121

保

健



歯周病検診・妊婦歯科検診のお知らせ

歯周病の予防と早期発見のため、歯周病検診を実施します。

6月4日(土)／受付：妊婦検診13時～13時20分、歯周病検診13時40分～14時／内容：歯科診察、歯科相談、個別ブラッシング指導／対象：妊婦および平成29年3月31日までに40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳になる市民／費用：500円

固保健センター

☎(25)1725、FAX(25)1865

今月の納期

●軽自動車税 (全期)

■納期限は、5月31日(火)

※納税には便利な口座振替をご利用ください。
※コンビニエンスストアでも納付できます。

お問い合わせは、収税課 (2階)
☎(20) 1578、FAX(20) 1609へ。

介護保険の保険証を交付

満65歳になる方(昭和26年5月2日～昭和26年6月1日生)は、第1号被保険者の資格取得となります。5月15日頃までに保険証(被保険者証)を郵送します。

お問い合わせは、高齢者支援課(2階) ☎(20) 1572、FAX(20) 1610へ。

満75歳の誕生日から後期高齢者医療の対象に

満75歳になる方(昭和16年6月2日～昭和16年7月1日生)は、現在加入の健康保険を脱退し、誕生日当日から後期高齢者医療制度に加入することとなります。今月末までに保険証(被保険者証)を郵送します。

お問い合わせは、国保年金課(2階) ☎(20) 1503、FAX(20) 1600へ。

相 談 日

市

■市民相談	執務時間内/場所・問合せ=生活課(2階) ☎(20) 1505
■結婚相談(登録制)	執務時間内/場所・問合せ=生活課(2階) ☎(20) 1505
■無料法律相談 (予約制・民事)	5月12日(火) 13時～15時/場所=市役所5階505会議室、 5月24日(火) 13時～15時/場所=市役所5階505会議室/問合せ=生活課(2階) ☎(20) 1505
■交通事故相談(予約制)	5月27日(金) 10時～15時/場所=市役所5階505会議室/問合せ=生活課(2階) ☎(20) 1505
■人権・行政相談	5月10日(火) 13時～16時/場所=市役所5階505会議室 5月26日(火) 13時～16時/場所=本納公民館/問合せ=生活課(2階) ☎(20) 1505
■消費生活相談	月～金曜日 9時30分～16時(12時～13時までを除く)/場所・問合せ=消費生活センター(生活課内) ☎(20) 1101
■歯科相談・栄養相談	(要電話予約)5月2日(月)、6月6日(月) 10時～12時、13時～16時/場所・問合せ=保健センター ☎(25) 1725
■助産師相談	(要電話予約)5月13日(金)、26日(火) 9時30分～11時30分/場所・問合せ=保健センター ☎(25) 1725
■6カ月乳児相談	5月19日(火)(平成27年11月生)/受付=9時30分～10時、13時30分～14時/場所・問合せ=保健センター ☎(25) 1725
■1歳6カ月児健康診査	5月17日(火)(平成26年11月生)/受付=13時～13時20分/場所・問合せ=保健センター ☎(25) 1725
■2歳児歯科健康診査	6月16日(火)(平成25年12月生・平成26年1月生)/受付=9時～10時10分/場所・問合せ=保健センター ☎(25) 1725
■3歳児健康診査	5月18日(火)(平成24年11月生)/受付=13時～13時20分/場所・問合せ=保健センター ☎(25) 1725
■健康相談	月～金曜日 10時～12時、13時～16時/場所・問合せ=保健センター ☎(25) 1725
■子育て相談 (予約制)	5月13日(金)9時30分～15時30分、20日(金)10時30分～16時30分/内容=子育て、発育、発達に関する事/対象=就学前までの親子/場所=保健センター ☎(25) 1725 /問合せ=子育て支援課 ☎(20) 1573
■ことばの相談 (予約制)	5月13日(金)、20日(金) 9時30分～15時/内容=ことばに関する事/対象=就学前までの親子/場所=保健センター ☎(25) 1725 /問合せ=子育て支援課 ☎(20) 1573
■家庭児童相談 母子相談	執務時間内/内容=子育て、児童虐待、家庭問題、DV問題など/場所・問合せ=子育て家庭相談室(2階) ☎(23) 5500
■保育相談	月～金曜日 10時～15時/場所・問合せ=各市立保育所または子育て支援課(2階) ☎(20) 1573
■心配ごと相談	毎週水曜日(祝日を除く) 9時～15時/場所=旧図書館(八千代2-9)/問合せ=社会福祉協議会 ☎(23) 1969
■無料法律相談	5月25日(火) 13時～16時(要電話予約)/場所=旧図書館(八千代2-9)/問合せ=社会福祉協議会 ☎(23) 1969
■ボランティア相談	執務時間内/場所=旧図書館(八千代2-9)/問合せ=社会福祉協議会 ☎(23) 1969
■家庭教育相談	毎週月・火・水・木曜日 9時～17時(火曜日のみ9時～12時)/場所・問合せ=生涯学習課(9階) ☎(20) 1559
■少年相談	執務時間内/場所・問合せ=青少年指導センター ☎(22) 4466
■高齢者総合相談	執務時間内/場所・問合せ=茂原市地域包括支援センター ☎(20) 1583、茂原市みなみ地域包括支援センター ☎(20) 2626、茂原市ほんのう地域包括支援センター ☎(36) 2123、茂原市ちゅうおう地域包括支援センター ☎(26) 7525

県

■無料法律相談	千葉県では無料法律相談を実施しています。/問合せ=県総合企画部報道広報課広聴室 ☎043(223) 2249
■県民相談	執務時間内/場所・問合せ=長生地域振興事務所地域振興課 ☎(25) 7830
■教育相談	執務時間内/場所・問合せ=東上総教育事務所相談室 ☎(23) 4460
■長生健康福祉 センター	不妊相談、こころの健康相談、精神障害者社会復帰事業(デイケアクラブ)、エイズ相談、HIV等抗体検査、 性感染症検査、肝炎ウイルス検査、骨髄バンクドナー登録受付、腸内細菌検査(検便)、家庭児童相談、 母子父子自立支援などを行っています。/場所・問合せ=長生健康福祉センター(長生保健所) ☎(22) 5167※太字は予約制 DV相談(来所相談は予約制) 専用電話 ☎(22) 5565 障害のある人への差別に関する相談 専用電話 ☎(26) 1510

Table with columns: No. (No.), Name, Day, Time, Content, Venue, Contact. It lists various activities such as English classes, dance clubs, and seminars.

会員募集・イベントコーナーの原稿についてお願い

- List of guidelines for article submissions, including contact information and deadlines.

★会員募集・イベントの転載については、主催者等に確認をお願いします。

クレジットカードの落とし穴 返済困難にならないために

No.172

クレジットカードの普及に伴い、無計画な利用による返済困難の相談がみられます。

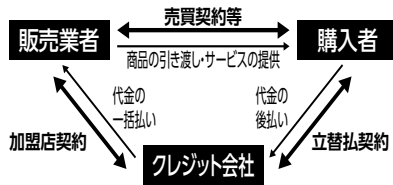
〈事例1〉

日々の生活必需品の購入をカード払いでしてきた。翌月支払いが重なり、一括返済が難しくなった。

〈事例2〉

請求書が届いて初めて申し込んだカードがリボ返済専用カードと知った。とりあえず月々の返済はできているが、返済がいつまで続くのか不安。

クレジット契約のしくみ



消費生活センターより

クレジットト契約とは、販売店から購入する商品等の代金をクレジット会社で消費者に代わって販売店に支払い、後日消費者がカード会社に返済する三者間の、いわば借金契約です。

クレジットの返済方法には手数料がかからない翌月一括払い（マンスリークリア）やボーナス一括払い、手数料がかかる分割払い、リボルビング払い（以下「リボ払い」）があります。

分割払いは商品代金を指定の回数に分けて返済する方法で、回数が増すほど高い手数料がかかります。利用する度に返済回数は決めることができ、リボ払いに比べれば返済のメドは立てやすいと言えますが、複数の買い物をするとう然返済額が膨らむこととなります。

また、リボ払いは利用金額に関係なく、月々の返済額を前もって決めることができ、家計管理は容易にできますが、年率15〜18%程度と決して低いとは言えない手数料がかかります。毎月リボ払いで買

物をしていくと支払期間が長くなって残高がなかなか減らず、その残高に更に手数料がかかるため〈事例2〉のようにいつまでも返済が終わらないということになってしまいます。

クレジットカードやローンの返済が遅れたり、返済がでさずに債務整理をすると「個人信用情報機関」に事故情報として登録され、その状態をブラックリストに載ると言い方をします。この状態になると、約5〜10年は、新たにクレジットカードを作ったり、借金をしたりすることが不可能になります。

現金がなくても買いたい物ができ便利な反面、落とし穴に落ちないよう利用額と手数料を常に把握し、「計画的」に利用しましょう。

専門家による相談先もネット、テレビ、ラジオ等で数多く案内されていますが、選び方は慎重にしましょう。消費生活センターでも相談を受け付けています。

お問い合わせは、消費生活センター（2階）

☎(20)1101、FAX(20)16000へ。

文芸コーナー

よいしょ・・・

時女 礼子

おばあちゃんがよく口にしていた
よいしょ・・・
七〇才を過ぎてても機敏な動きだったが
一度正座して立ち上がる時には
必ず発していた
よいしょ・・・
時にはどっこいしょ迄ついてきていた

今は私が受けつぐ年齢となった
自転車に乗る時
荷物を持つ時
ベッドに上がる時
この掛け声は
何故か身体に力が入って来る

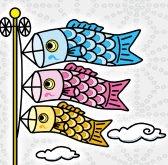
今朝もよいしょと言いながら
ベランダに布団を干した

◎選評 斎藤正敏

何気なく発している よいしょの掛け声。齢をとったという証です。作者もよいしょ年齢になり折に触れてのよいしょです。老いを受容する心が読後の微苦笑を誘うのでしょう。

●偶数月は「俳句・短歌・川柳」を、奇数月は「詩」を掲載しています。
●投稿は楷書でお願いします。作品・氏名にふりがなをふってください。

※詩の原稿送付先（直接選者）へ 〒297-0032 茂原市東茂原7番地 斎藤正敏宛。
「広報もばらの詩」と朱書きしてください。原稿は30行以内をお願いします。





▲左から田中さん、瀧口さん

第15回全国小学生
ソフトテニス大会出場

夢へ羽ばたく

たきぐち のん
瀧口 乃音さん (東部小・10歳)
たなか らんせい
田中 蘭聖さん (五郷小・10歳)

小柄な体から打ち出される切れ味の良いパワフルなボール。いすみジュニアソフトテニスクラブ所属の瀧口乃音さんと、船橋ジュニアソフトテニスクラブ所属の田中蘭聖さんは、昨年10月に開催されたソフトテニスの「全国小学生大会千葉県予選会」に出場。それぞれ4年女子の部、4年男子の部で準優勝の成績を収め、今年3月の全国大会へ出場しました。

お兄さん、お姉さんの影響で小学1年生からソフトテニスを始めた2人。毎週土日はほとんどの時間を練習に費やし、着実に力を付けて来ました。“ナショナルチームに入る”という将来の夢に向かって日々練習に打ち込む瀧口さん。

「目標とする人は、中学生の兄です。兄は大会で優勝したり、たくさん努力をしているので、いつか越せるように強くなりたい」と話します。

保育園の卒園式で、「将来はテニスプレーヤーになりたい」と発表した夢を実現させるため、毎日の体幹トレーニングもかかさないう田中さん。「元世界ランキング1位の浅川陽介さんのような、ソフトテニスを教えられる人になりたい」と目を輝かせ、憧れの存在について話してくれました。

全国大会では悔しい思いをしましたが、とにかくソフトテニスが好きで楽しんでいる2人。今後の活躍に期待です！

防災・防犯に関する情報を携帯電話にメールで配信

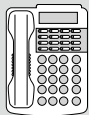
もばら安全安心メール を
ご利用ください



◆パソコンやスマートフォンからは、「茂原市公式ウェブサイト」→「もばら安全安心メール」
◆スマートフォン以外の携帯電話からは、右の二次元コード



※高齢者等を対象に、防災情報を自宅の電話・ファックスに配信するサービスも行っています。
お問い合わせは、総務課 ☎(20)1519、FAX(20)1602



- 防災行政無線が再確認できます
フリーアクセス しみんは 1 1 9
0120(438)119
- 携帯電話、PHSからは
☎0475(22)7290

災害情報確認

- 【利用例】
- NHK総合テレビのデータ放送⇒「dボタン」⇒「地域の防災・災害情報」⇒「避難情報」で確認。
 - Yahoo!Japan⇒「天気」⇒「避難情報」⇒「都道府県を選択」⇒「千葉県」で確認。



日曜・休日当番医 ※診療時間は9時～17時です

	〈内科系〉	〈外科系〉
5月1日(日)	山之内病院 ☎25-1131	君塚病院 ☎25-1811
5月3日(火)	粒良医院 ☎25-8580	聖光会病院 ☎35-5151
5月4日(水)	ポプラクリニック ☎23-3111	穴倉病院 ☎24-2171
5月5日(木)	鶺鴒澤医院 ☎34-2008	菅原病院 ☎25-1171
5月8日(日)	鶺鴒澤外科内科クリニック ☎34-2496	鎗田整形外科医院 ☎24-8686

※都合により、変更する場合があります。救急患者の方が優先となります。
中央消防署指揮情報係 ☎24-0119、FAX 25-8448へお問い合わせください。

こども急病電話相談 実施：千葉県

お子さんの急な病気でお悩みなとき、看護師・小児科医が電話でアドバイスします。

#8000 ☎043(242)9939
(ダイヤル回線)
(プッシュ回線・携帯電話) 相談日時 毎日
19時～翌6時